

## 【 投薬 】

### 861 エスフルルビプロフェン・ハッカ油の算定について

《令和8年8月31日》

#### ○ 取扱い

① 次の傷病名に対するエスフルルビプロフェン・ハッカ油（ロコアテープ）の算定は、原則として認められない。

- (1) 頸肩腕症候群
- (2) 肩関節周囲炎
- (3) 腰椎椎間板症
- (4) 腰痛症
- (5) 腰椎椎間板ヘルニア
- (6) 坐骨神経痛
- (7) 腱鞘炎
- (8) 上顎炎
- (9) 関節リウマチ
- (10) 関節炎
- (11) 関節痛
- (12) 捻挫
- (13) 打撲
- (14) 骨折
- (15) 挫傷
- (16) 外傷
- (17) 筋肉痛

② 部位の記載がない場合の変形性関節症に対するエスフルルビプロフェン・ハッカ油（ロコアテープ）の算定は、原則として認められる。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

エスフルルビプロフェン・ハッカ油（ロコアテープ）の添付文書の効能・効果は「変形性関節症における鎮痛・消炎」である。

変形性関節症は、四肢および脊椎の関節軟骨に退行変性が起こり、関節の痛み、こわばり、可動域制限や形態変化を起こす疾患<sup>\*1</sup>で、①に記載した疾患は、変形性関節症に該当しない。

このため、上記①の疾患に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。

一方、変形性関節症は、発症部位により、変形性頸椎症、変形性肘関節症、変形性腰椎症、変形性膝関節症等と呼ばれるが、厚生労働省通知<sup>※2</sup>において、レセプトに部位の記載が必要である旨示されていない。

よって、部位の記載がない場合の変形性関節症に対する当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。

(※1) 南山堂医学大辞典第 20 版

(※2) 診療報酬請求書の記載要領等について